

**令和8年度 やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会
事業実施計画書**

やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会

目次

I	趣旨	1
II	実施期間	1
III	支援対象者	2
IV	目標・主な取組等	2
1	不安定な就労状態にある方	2
2	長期にわたり無業の状態にある方	3
3	社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方	4
4	対象横断的な取組	5
V	地域就職氷河期世代等支援推進交付金	6
VI	推進体制・進捗管理方法	6
VII	地域レベルのプラットフォームとの連携	6
VIII	その他	6

I 趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められ着実な実行に取り組んでいくこととされた。

この方針に沿って、山形県域における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策をとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、県内の関係機関（経済団体、労働団体、業界団体、支援団体、市町村、行政機関）を構成員とする「やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「やまがたPF」という。）を令和2年6月11日に設置し「事業実施計画」を策定して、継続的な取組を推進してきた。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」において、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を広げたうえで、「やまがたPF」は令和7年9月17日に「やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「やまがた協議会」という。）へ名称を改め、「やまがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画」（以下「事業計画」という。）を策定したところ。

今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）」に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」、「社会参加に向けた段階的支援」等の取組を継続・拡充していく必要があるとされている。

このため、「やまがた協議会」においても、中高年世代の方々の活躍の機会がさらに広がるよう、県内の社会機運を醸成し、各界が一体となって効果的かつ継続的な取組を引き続き推進していくこととする。

II 実施期間

「事業計画」及び実施期間は年度単位とする。

Ⅲ 支援対象者

就職氷河期世代を含む中高年世代（概ね 35 歳～59 歳）が、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様である。個々人が置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢をより一層浸透させることを念頭に、次の 1～3 の方を支援対象として取り組んでいく。

1 不安定な就労状態にある方（不本意非正規雇用労働者等）

山形県における「不安定な就労状態にある方」（35 歳～59 歳）は 9,500 人（人口比 3.0%）^{*1}とされており、人口比で全国平均（2.5%）をやや上回る状況にある。

2 長期にわたり無業の状態にある方

山形県における「長期にわたり無業の状態にある方」（35 歳～59 歳）は 5,500 人（人口比 1.7%）^{*2}とされており、人口比で全国平均（1.4%）をやや上回る状況にある。

3 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方

令和 5 年度に山形県が民生委員・児童委員等を対象に実施した「困難を有する若者等に関するアンケート調査」において、本県にはひきこもり等社会参加に困難を有する方が、少なくとも 1,288 人（そのうち 39 歳までの若者は 512 人、40 歳から 59 歳までの中高年者は 541 人）いるとされている。

^{*1*2} 出典：厚生労働省「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」

（資料出所：総務省「令和 4 年就業構造基本統計調査」、JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」

「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。 *JILPT が特別集計したデータを利用。

Ⅳ 目標・主な取組等

上記の支援対象者に対し、「やまがた協議会」として、以下の目標を掲げ取組を推進する。

1 不安定な就労状態にある方

（1）目標

「やまがた PF」事業 5 年間における累計実績数 6,864 件を目安とし、中高年世代の方々の正規雇用での就業の増加を目指す。

（2）主な取組等

<相談支援>

- ① ハローワークやまがたに中高年層（ミドルシニア）専門窓口として「35 歳からのキャリアアップコーナー」を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした相談体制を拡充する。【労働局】

- ② 就職活動をするうえでの悩みや課題を共有する機会として、就職面談会、就活相談会を開催し支援に取り組む。【労働局】
- ③ 「ジョブカフェ」において、各種セミナー開催、キャリアカウンセラーによるカウンセリング等、個別就職相談から職場定着まで一貫した支援を行う。【県】
- ④ 早期離職（安易な離職や不本意な離職等）の防止に向け、入職者及び企業に対する職場定着（フォローアップ）支援に取り組む。【経済団体、労働団体、県、労働局】

＜職業能力開発等に向けた支援＞

- ① 求職者支援訓練について、短時間労働者等の不安定就労者や非正規労働者、無業者等の特に配慮を必要とする求職者等でも受講可能となるよう実施期間・受講時間に配慮した訓練コース及びオンライン訓練（eラーニングを含む。）等を設定し、多様な職業能力開発の機会を確保し提供する。【機構、労働局】
- ② 技能取得経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費等を対象とした生活福祉資金の活用の周知を図る。【社会福祉協議会】

＜マッチング支援＞

- ① 中小企業とのマッチングイベント（企業説明会、就職面接会、職場見学会・体験会、セミナー等）を実施する。【経済団体、経済産業局、県、労働局】
- ② ハローワークやまがたに中高年層（ミドルシニア）専門窓口として「35歳からのキャリアアップコーナー」を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした相談体制を拡充する。【労働局】※再掲
- ③ 「ジョブカフェ」において、個別就職相談、各種セミナー等による就職支援を実施する。【県】

＜地域の企業向け支援＞

中高年世代の非正規雇用労働者の正規雇用促進を図るため、「トライアル雇用助成金」や「特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）」等の周知及び活用促進に連携して取り組む。

また、企業内での正社員転換等の取組を促進するため、「キャリアアップ助成金」や「人材開発支援助成金」等の周知及び活用促進に連携して取り組む。

【経済団体、銀行協会、県、労働局】

（3）取組に係る KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標…目標の進捗を把握するための指標）

- ・ 県内ハローワーク紹介による正社員就職件数 1,105 件^{*3}以上を目指す。
- ・ 「キャリアアップ助成金」活用による正社員転換数について、前年度実績 405 人^{*4}以上を目指す。

^{*3}：ハローワークの職業紹介状況による前年度の実績をもとに厚生労働省が示した目安値

^{*4}：山形労働局における「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」の支給実績

2 長期にわたり無業の状態にある方

(1) 目標

地域若者サポートステーション（対象 15 歳～49 歳：以下「サポステ」という。）を中心に関係機関と連携し、本人や家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労・その他の職業的自立につなげることを目指す。

(2) 主な取組等

<相談支援>

- ① 中高年世代の無業者に対する相談支援を継続するとともに、新規登録者の拡大と相談支援の質の向上等体制の整備を図る。【県、労働局】
- ② サポステにおける国の事業として、個別相談支援、職場体験・就職支援、定着・ステップアップ事業等を実施する。【労働局】
- ③ サポステにおける県の事業として、臨床心理士等による相談、コミュニケーション能力開発、アルバイト型勤労体験事業を実施する。【県】

<職場体験の機会の確保>

サポステで実施する「職場体験」の受入れ先の拡大を図る。【経済団体、県、労働局】

(3) 取組に係る KPI

サポステへの新規登録者数・サポステ支援による進路決定者数（就労、進学、家業手伝い等含む）について、いずれも前年度実績（218 件・170 件）以上を目指す。

3 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方

(1) 目標

本人及びご家族のニーズや状態に応じた支援が確実に届くよう、身近なところで相談し支援を受けられる体制を整備するとともに、関係機関によるネットワークの構築により、わかりやすく相談しやすい環境を整え、本人が社会とつながりながら地域生活を送ることを目指す。

(2) 主な取組等

<相談支援>

- ① 本人及びご家族にとって身近な地域での相談・支援の充実を図るため、「自立支援センター巢立ち」の機能強化とともに、同センターが中心となって、市町村や自立相談支援機関などの関係機関のネットワーク化を図る。【県】
- ② 県や市の自立相談支援機関において相談員のスキル向上を図るなど、相談支援の強化に努めるとともに、直ちには就労する準備が整っていない方への支援を行う「就労準備支援事業」の実施地域の拡大を図り、ひきこもり等に対する支援を展開する。【市、県】

- ③ 県内8か所の「若者相談支援拠点」において、困難を有する若者及びその家族への相談対応を行うほか、拠点が設置されていない市町村において出張相談会を実施することで、移動手段に制約がある方への対応も可能としている。当事者の早期発見、早期支援にもつなげる。【県】

<関係機関とのネットワーク形成>

- ① 社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を対象とした教育、保健福祉・医療、雇用、矯正・更生保護など様々な分野の関係機関による「子ども・若者支援協議会（子ども・若者育成支援推進法第19条による）」や民間支援団体、就労支援団体、医療、教育、保健福祉、県などの関係機関・団体で構成する「山形県ひきこもり支援ネットワーク会議」の開催による情報共有や意見交換を行う。【県】
- ② 県庁内に設置した「ひきこもり支援タスクフォース」において、関係各課によるひきこもり支援施策に関する情報共有を図り、施策の連携を図る。【県】
- ③ 各市町村の相談窓口や関係機関との連携方法の明確化に努めるとともに、個別の地域の取組を中高年世代活躍応援事業における地域レベル（集落・市町村単位、複数の市町村による広域単位等、様々な区域を指す。）のプラットフォームとして位置づけ、県全体のネットワークとともに「やまがた協議会」との連携を図る。

【支援機関、市町村、県、労働局】

（3）取組に係る KPI

- ・各市町村における相談窓口の明確化と県全体のネットワークの構築。
- ・個別の地域の取組（地域レベルのプラットフォーム）について、県のネットワークと連携して活動を行い、当該事例について検証を行う。

4 対象横断的な取組

- ・中高年世代に対する積極的な採用・正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に関する機運を醸成するため、「やまがた協議会」の構成員が連携しそれぞれの強みを生かして、効果的かつ継続的に取組を推進する。【全構成員】
- ・支援対象者ごとの各種支援策や中高年世代の安定就職・社会参加に向けて社会全体で支援するメッセージを本人、家族、各種関係者にと届けるため、積極的な周知・広報に努める。【全構成員】
- ・各種の取組の成果等を把握・分析できるよう、必要なデータや支援事例等の収集・整理に努める。【県、労働局】
- ・県内の各市町村が実施する中高年世代支援のための取組事例について情報収集を行い、効果的な活用について検討する。また必要に応じ、他県における取組事例についても情報収集を行い参考とする。【県、労働局】

V 地域就職氷河期世代等支援推進交付金

県または市町村が活用する「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」の事業概要等については、別紙のとおりとする。

なお、「事業計画」策定後に当該事業の内容の追加または変更を行う場合は、県及び市町村から、事前に「やまがた協議会」構成員の包括的な承認を得たうえで、同交付金事業の追加・変更申請時に、別紙を修正するとともに、当該構成員にその修正内容を通知することとし、これにより、「事業計画」が改定されたものとする。【県】

VI 推進体制・進捗管理方法

「事業計画」の効果的な推進を図るため、「やまがた協議会」事務局において、事業の進捗状況の把握及び管理を行い「やまがた協議会」開催時に公表する。また、その進捗状況に応じ、必要な場合は「事業計画」の内容を見直すこともあり得る。

VII 地域レベルのプラットフォームとの連携

「やまがた協議会」は、地域レベルのプラットフォームの効果的かつ円滑な運営のために、地域レベルのプラットフォームからの支援要請に対して適切に対応するとともに、中高年世代支援に関する好事例等の情報についてこれを共有し、双方緊密な連携を図ることとする。

VIII その他

「事業計画」の実施にあたり、課題、疑義等が生じた場合は、「やまがた協議会」の関係機関において情報共有のうえ、協議を行うこととする。「事業計画」については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しの他に、国から改めて示される都道府県計画の考え方を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、「事業計画」の記載のうち、労働局、県及び市町村の取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。